

令和 2 年 9 月 第 21 回定例会質問

令和 2 年 9 月 10 日 (木)

A. 動物愛護について

1. 外郭団体等への補助金の在り方について
3. 公共施設の設計段階での説明の在り方について
2. 財務諸表による施設・事業等のセグメント分析について

維新の会の久保高章でございます。第 21 回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴の程、宜しく願い申し上げます。

それでは質問に入ります。

まずは動物愛護についてお伺い致します。

動物愛護センターの収容施設の改修の協議が今年度より動物愛護推進管理協議会で始まっています。

ここで伺い致します。収容施設の改修の予算額と財源の内訳と改修を行う目的を教えてください。

次に、外郭団体等への補助金のあり方について伺ってまいります。今年の 3 月の補正予算及び令和 2 年度予算にて外郭団体等にも該当しない団体に対して人件費補助の予算が上程されたこと及びこれらの団体を含む外郭団体に対しての補助ルールが存在しないことに疑問を感じ、6 月議会にて質問致しましたが時間不足のため、引続き質問させて頂きま

す。現在、本市には外郭団体とされている団体が 14 団体、外郭団体に類する団体が 3 団体存在します。又、尼崎市民共済生活協同組合や一般財団法人尼崎市職員厚生会の 2 団体はその他に分類されています。

この 2 団体は外郭団体の定義にも該当せず市民共済生活協同組合は「継続的な財政的関与もない」とご答弁されています。しかし、突然、市民共済に対し人件費補助が発生致しました。

ここで伺い致します。では、この市民共済生活協同組合とは市にとってどういった団体でしょうか。お答え下さい。

次に、公共施設の設計段階での説明のあり方について伺い致します。公共施設の設計については、建築課と所管の担当部署とのやり取りの中で、先ずは基本設計が作成されその後実施設計が作成されます。市民に対しては、当局の方の優先順位の高いと判断された事項のみ基本設計から実施設計までの間で説明をされています。しかし、当局の方の施設情報の優先順位と市民の方の優先順位に違いがある場合、その時点では変更不可能な事項が実施設計後に開示され説明されることとなります。具体的な事例を挙げると立花南生涯学習プラザの調理室に窓がないという事が実施設計完成後、入札に入る段階で市民に説明されました。市民からは、窓の設置を依頼されましたが、「すでに設計は終了し窓を付けるには構造計算をやり直し、工期が伸びる上、費用も増加するので無理です。」との回答でした。

ここで伺い致します。こういった設計完了後に変更依頼に対応できない様な事項において市民への説明と対応可能な時期のマニュアル化されたものはあるのでしょうか。

次に、財務諸表の情報をもとに施設・事業等のより細かいセグメントで財務書類を作成し、コスト等の分析を行うことについて伺いします。新地方公会計の活用についての質問は今回で5回目となります。これまで、期末一括仕訳から日々仕訳に変更し、一般会計等財務書類作成を9月の決算に間に合わせ活用して頂く事や現状のストック分析の活用だけではなく施設別・課別・事業別のセグメント分析を依頼してきました。しかし、日々仕訳に関しては、「日々仕訳を行う考えはございません」と、はっきり否定されています。但し、平成30年9月の質問以来、「セグメント分析については先進事例を参考にしながら検討を進める」と、ご答弁されています。

ここで伺い致します。これまで依頼してきました日々仕訳の導入と課別・事業別のセグメント分析についての考え方に変化はあったでしょうか。又、現在、検討されている施設別セグメント分析についてはどのような状況でしょうか。お答え下さい。

以上で、1問目の質問を終了いたします。2問目からは一問一答にて行います。

一問一答

A-① ここで伺い致します。収容施設の改修の予算額と財源の内訳と改修を行う目的を教えてください。

A-② 近年、多頭飼育崩壊や保護猫など愛護センターが引き取らない猫をボランティアの皆さんが引き取っています。中には50匹～100匹の猫を自宅で保護しているボランティアさんもいます。議会でも度々取り上げられ我が会派でも深刻な問題と受け止めてきました。

そこでお伺い致します。

今回の収容施設の改修によって、深刻な課題となっていた愛護センターの猫の収容頭数は今後どのように改善されるのでしょうか？

また、ボランティアの皆さんの負担は軽減される見込みはありますか？

A-③ 愛護センターには犬猫のお世話のための会計年度任用職員がいるとの事ですが何名で勤務形態はどのようになっていますか？

A-④ 環境省で行われた「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」の資料では、「動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項」において犬、猫の頭数が根拠・考え方と共に示されました。8時間労働を標準とし、猫1頭当たり平均作業時間を想定し1人当たりの頭数を算出しています。清掃、給餌、個体チェックと運動等、販売個体等で合計16分、1人当たりが受け持つ頭数は、繁殖猫25頭、販売猫30頭までとなっています。

愛護センターでは、「人が足りないから収容できない、引き取れない」とか「多数引き取っている自治体は飼育環境が悪い、尼崎は適正飼育をするため定数を決めている」とコメントされています。

そこでお伺い致します。

収容施設の改修後において犬猫収容定数は、どのように算定されていますか？

職員数、労働時間、1頭あたりの平均作業時間など算定方法を詳しく教えてください。

A-⑤ 次に、多頭飼育崩壊や高齢者による飼育放棄など本市でも問題は山積しており、動物行政だけでなく、福祉の現場でも深刻な問題となっています。

ボランティアの皆さんは、福祉の現場にも伺い日々走り回っているようです。

そこでお伺い致します。

愛護センターでは、多頭飼育崩壊について記録されていますか？また、その対応、対策として具体的に行われている事を教えてください。

A-⑥ また、愛護センターでの問い合わせ体制について、ホームページには、動物愛護推進員の紹介を謳っています。しかし実際市民が電話相談しても推進員の紹介を積極的に行っていません。何故ご紹介されないのでしょうか？

A-⑦ 動物についての個別相談は、ボランティアの方々が相談者と落ち着いて話しが出来る場所がないので喫茶店に行ってボランティアの方が自らお茶代を支払って相談を受けていると伺っています。

ボランティアの皆さんは、愛護センター内で無料で利用出来る相談室や譲渡会が開催出来る施設を望んでいます。

愛護センターからは、これらの設置が難しいとお伺いしております。その理由は、「現状の建物の1階部分の用途が倉庫だから。」と伺っています。

そこでお伺い致します。

施設整備後の相談室や譲渡会の開催のリクエストに応えられない理由は、建物の用途以外には、何がありますか？

A-⑧ 収容施設の改修する事について費用対効果の検証を行った上で進めていますか？その検証結果について教えてください。

また、収容施設の改修に伴い、これからの本市動物行政の目標とその達成のための新たな取り組みを教えてください。

A-完

この施設整備が、様々な課題を抱え取り組んでいるボランティアや市民の皆さんの役に立つこと、そして「施設が新しくなって良かったね、助かったね。」と言われる動物愛護センターに整備される事を強く要望いたします。

1-① ここでお伺い致します。では、この市民共済生活協同組合とは市にとってどういった団体でしょうか。

- 1-② 現在、職員 OB の斡旋及びその人件費補助についての統一的な基準を今年 3 月の補正及び予算特別委員会を受けて作成されようとしています。これまでの考え方として人的支援及び人件費補助を行う団体とは、市と一体的あるいは市に代わって、市の政策と合致した事業を展開する団体とされてきました。市民共済はこれまで一度も人件費補助がない中、市と一体的又、政策と合致した事業を展開とは何を指してそのような判断をされているのかお答え下さい。
- 1-③ 令和元年度分の補正予算の 858 万円は請求がなく執行されませんでした。その理由が「2 月定例会での人件費補助に係る議案の審議に際して、議員の皆様から頂いた質疑、令和 2 年度予算に対する各会派からの意見表明等を踏まえて請求しない判断となった」と答弁されています。常任委員会や予算分科会においては、この人件費補助は行うべきではないのでは、の質問に対して「るる」正当性を答弁されていましたが、審議の中のどういった意見によって請求しない判断となったとお考えでしょうか。お答え下さい。
- 1-④ では、ここで確認しておきます。市は、この団体に対して令和元年度の人件費補助を行わなければならないと決断された明確な理由は何だったのでしょうか。お答え下さい。
- 1-⑤ では、当局の方は、事前にそういった先ほどご答弁頂いた意見が議会から当然出ることを想定された上なのか、あるいは想定すらなされていなかったのかどちらでしょうか。いずれにせよ人件費補助の正当性があると考えられ補正予算の議案を上程されました。そして、色々な意見が出たものの議案審議の結果、議会での可決を受けたにも関わらず執行されなかったことに対してどのようにお考えでしょうか。
- 1-⑥ では、当局の方は、今回の組合の判断はどのようにお考えでしょうか。予算を執行されないことが正しいとお考えでしょうか。
- 1-⑦ これまでもこのような補助金を巡って同様の理由で執行されなかったケースは過去にあったのでしょうか。あったのであれば、教えてください。
- 1-⑧ いずれにしても、予算を上程し可決されそれを執行しないという事はその予算その

ものに問題があったそのように思いますが如何でしょうか。

1-⑨ 6月5日に出された外郭団体への職員OBの斡旋基準整理等の中間報告が出されました。3つの分類に分けられていますが各分類にどの団体が入るのかはいつごろ決定されその理由も公開されるのでしょうか。

1-⑩ 外郭団体に属さない2団体はこの分類には入らないでいいのでしょうか。仮に入るのであればなぜ外郭団体に属さない団体が入るのか教えてください。

1-⑪ この2団体も何らかの市に対しての定義付けが必要ではないでしょうか。でなければ、他の市と係わりのある団体との区別が出来るのでしょうか。お答え下さい。

1-⑫ 今回の判断基準の補助の項目に人件費補助しかないのはなぜでしょうか。

1-⑬ 人件費以外の補助金の判断基準項目が必要だと考えますが、その項目は追加されるのでしょうか。

1-⑭ ルールを作るなら本来その部分ではないでしょうか。補助金を出す。出さない。その明確な理由も団体ごとに必要です。なぜなら人件費補助は行わないが補助金を出すといった場合そのお金が人件費に行く可能性があるからです。ですから補助金自体の有無も明記頂き最終的には外郭団体に対しての人、物、金の動きを全てオープンにしその理由も公開したルールとして頂きたいと考えますが、まずは、補助金を出す対象となるかといった項目を今後入れて頂きたいと思います。如何でしょうか。

1-完 補助金の有無もルール化して頂く事を強く要望致します。

3-① ここでお伺い致します。こういった設計完了後に変更依頼に対応できない様な事項において市民への説明と対応可能な時期のマニュアル化されたものはあるのでしょうか。

3-② そういったマニュアルがないと、その担当の方の価値観で伝えるべき優先順位が変化します。通常有るとされているものが無い又は、その逆の部分（特記すべき事項）は全て開示するような指針（マニュアル）の作成をお願いしたいと思いますが如何でしょうか。

3-③ タイムスケジュールにおいて基本設計、実施設計を作成するに当たって基本設計に時間が掛かりすぎ計画通りに進まず、実施設計の時間が極端に少なくなることがよくあるとお聞きしています。その原因は基本設計に対しての意見、要望の取りまとめが計画より遅れるためで、その結果、市民からの意見、要望が出た時点では実施設計に入ってしまう変更ができないケースがあると伺っています。このような事象が発生していることは事実ということで宜しいでしょうか。また、そういった事象による弊害は何があるのでしょうか。お答え下さい。

3-④ 建築課と所管課は綿密な打ち合わせが行われています。しかし、平面、立面、配置図からでは所管の方も先ほどの窓がないまでは設計より情報提供がないと気が付かないと思います。ですからまずは、企画から実施設計までのタイムスケジュールを作成し、その中に所管課に対して設計上の特記すべき情報と全体的な要望、意見の締め切り日等を明確に示して、再度申し上げますが、マニュアルに沿った特記すべき事項の開示及び設計上の内容に応じた変更可能な期日を誰が見ても理解できる形での伝達物をマニュアル化して頂ければと思いますが、如何でしょうか。

3-完 マニュアル化して頂けるということで有難うございます。宜しくお願い致します。50年、60年使う施設です。より多くの方が納得頂く為にも一般的な情報は早い段階で設計の方の考えにとらわれず開示頂き、所管課はそれを利用される方に対してたとえ一方通行であっても情報発信し手遅れになった段階での情報とならないような仕組みの構築を要望致します。

2-① ここでお伺い致します。これまで依頼してきました日々仕訳の導入と施設別・課別・事業別のセグメント分析についての考え方に変化はあったでしょうか。又、現在、検討されている施設別セグメント分析についてはどのような状況でしょうか。お答え下さい。

2-①-a 施設のセグメント分析を行おうとされているとのことですが、今年度中に分析結果は出そうでしょうか。

2-② セグメント分析を効率的に行うためには、資産情報と支出伝票をシステム上でいかに紐づけるというところですがどのようにお考えでしょうか。

2-③ セグメント分析の目的としては、公共施設マネジメント、組織マネジメント、行政評価等がありますが、これら以外に何かありますか。又、本市ではこういった目的のもと取りかかっていますか。すなわちどのように活用、管理するために行うのか、お答え下さい。

2-④ 本来、各施設のセグメント分析を行った上でファシマネを進めるべきであると考えますが、順序が逆になっています。そのあたりの各施設のこれまでの分析はどういったエビデンスのもと行われたのでしょうか。又、今回の分析結果によっては計画の変更もあるのでしょうか。

2-⑤ 今回の分析結果を基に施設のカテゴリーごとに他都市とのベンチマーキングはおこなわれますか。

2-完 ぜひ、他市との施設の運営管理の比較も行って頂ければと思います。いずれにせよ、これまでのファシマネ計画とこのセグメント分析による結果の整合性を図り、より一層説明責任を果たして頂き、又、かねてよりお願いしている日々仕訳により課別・事業別のセグメント分析を決算審査に活用頂くよう強く要望致します。

以上で、全ての質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。